

令和4年7月15日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、新日本木村ボクシングジム（以下「新日本木村ジム」という）所属ボクサーである永田勝大（ライセンスNo.40834）選手を令和4年4月25日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 新日本木村ジム永田勝大選手は、令和4年4月26日の試合の前日計量において 1.5kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は永田勝大選手を令和4年4月25日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、新日本木村ジムの会長である木村英之（ライセンスNo.21970）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、木村英之が上記記載の事実について会長としての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション